⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm参照）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成９年度以降に元請けとして、次のㇷ゚からㇷ゚に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、ㇷ゚からㇷ゚は同一橋梁であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成９年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ㇷ゚　道路橋（ＴＬ－20以上のものとする。）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

ㇷ゚　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。

ㇷ゚　最大支間長が45m以上の工事。

⑸　下記３⑵①ㇷ゚に示す評価項目に対し提出された技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

②　上記⑷に掲げる工事を架設した経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

②　下記⑵①ㇷ゚の技術提案により最大45点の加算点を与える。

③　下記⑵の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④　得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目

①　評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

ㇷ゚　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

ㇷ゚　性能等の評価に関する事項

ⅰ　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「鋼箱桁内面における防食性向上対策」について

ⅱ　社会的要請（交通の確保）の技術提案に関する事項

・「現道交通への安全対策」について

※ㇷ゚の項目で最大30点、ㇷ゚の項目で最大45点の加算点とする。

⑶　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格）}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

ＨＰアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」

入札説明書の交付期間：別表１．①のとおり

なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、４⑴の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

図面、仕様書等の交付期間：別表１．②のとおり